

# 東浦町公共工事及び公共調達における発注方針

令和3年3月制定

地元企業は、地域振興及び雇用の促進、地域の活力を左右する大きな役割を果たしていますが、昨今の急激な景気後退の中、地元企業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

こうした状況を鑑み、東浦町では、地元経済のより一層の活性化のため、次のとおり発注方針を定め、適正な競争原理のもと公正性を確保した上で、地元企業の受注機会確保に努めます。

## 地元企業

町内に本店、支店又は営業所等を有する事業者

ただし、建設業者について営業所とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所であって、本店以外のもの。

## 発注条件

見積徴収及び入札を実施する際は、地元企業の受注を考慮し規定する「東浦町工事請負業者一般競争入札参加資格基準及び選定要領」及び「東浦町物品購入等に係る一般競争入札参加資格等の基準に関する要綱」に基づき業者を選定する。

## 実施事項

●地元企業の活用により、適正な競争原理のもと円滑かつ効率的な施工が期待できる工事について、コスト縮減の要請を踏まえながら、分離・分割発注に努める。

●総合評価落札方式対象の入札では、地域における活動拠点の有無や災害協定等に基づく活動実施の有無等、価格だけでなく地域における社会貢献活動なども加味して評価して競争入札を行う。

●委託契約等で地元企業以外と契約するものについては、事務の効率的執行及び縮減を図る観点踏まえた上で、部分的に地元企業への発注できる業務があるかを検討する。

●物品等を調達する場合は、町内生産品又は地元企業が調達する生産品を優先して使用するよう努める。

※町内生産品：町内の工場等で生産、製造、加工されたもの及び町内代理店等を仲介して販売しているものをいう。

※地元企業が調達する生産品：地元企業が販売を取り扱う製品等をいう。

## 実施方針の運用における留意事項

・本方針は、適正な競争性のもとに、公正性を確保しつつ、地元企業の受注機会の拡大と地産地消の推進を図るものであり、いたずらに町外企業を本町の公共調達から排除することを目的とするものではありません。

・本方針は、本町の公共調達を受注した企業に方針の実施を強制するものではありません。